

京都市告示第470号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
有濟経13号線	東山区二町目64番地の3地先から	旧	メートル 88.00	メートル 1.60 ~ 6.60
	同区若竹町420番地の1地先まで	新	88.00	6.00 ~ 9.40
吉祥院緯3号線	右京区西京極殿田町19番地の17地先から	旧	32.60	5.50 ~ 11.90
	同町19番地の13地先まで	新	32.60	6.00 ~ 12.00
川島経1号線	西京区川島北裏町47番地の12地先から	旧	56.00	3.80 ~ 4.50
	同町47番地の1地先まで	新	56.00	5.48 ~ 6.08
川島緯98号線	西京区川島北裏町47番地の9地先から	旧	33.00	3.05 ~ 3.70
	同町47番地の3地先まで	新	33.00	3.80 ~ 9.40
日野経47号線	伏見区日野西大道町81番地の1地先から	旧	58.80	4.30 ~ 4.55
	同町81番地の4地先まで	新	58.80	6.00 ~ 7.00
日野緯32号線	伏見区日野西大道町81番地の7地先内	旧	12.40	4.35 ~ 4.55
		新	12.40	6.00 ~ 6.01

深草経124号線	伏見区深草柴田屋敷町27番地の1地先から	旧	31.20	3.85 ~ 5.80
	同町27番地の16地先まで	新	31.20	6.00 ~ 7.60

(建設局土木管理部道路明示課)